

## 予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、京都府道路公社が発注する建設工事の一部において、予定価格の事後公表（入札実施後の公表）を試行するに当たり、対象工事、予定価格の公表の時期、再度入札の方法その他必要な事項について定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 予定価格の事後公表を試行する建設工事は、その予定価格が4,500万円以上のものから選定する。

### (予定価格の公表の時期等)

第3条 予定価格の公表の時期は、当初入札の入札締切日の翌日（休日等を除く。）とする。

2 当初入札の入札者には、当初入札の入札締切後直ちに、予定価格を通知する。

### (再度入札の方法等)

第4条 入札公告で再度入札を実施することを定めた建設工事について、開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、開札の結果、すべての入札が無効又は失格の入札のときは、再度入札を行わない。なお、再度入札の回数は1回限りとする。

2 再度入札の入札書の提出期間は、原則として当初入札の開札日の翌開庁日の午前9時から午後2時までとし、入札公告において定める。

3 再度入札の開札は、原則として再度入札の入札日と同日とする。

4 再度入札を行うときは、再度入札を行う旨、再度入札の入札書の提出期間及び再度入札の開札日時を、当初入札の入札者（第6項に該当する者を除く。）に通知するものとする。

5 再度入札においては、京都府道路公社工事等競争入札心得第7条第5項の規定にかかわらず、内訳書の提出は必要としないものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(1) 当初入札において不着又は辞退となった者

(2) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

7 再度入札において、予定価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

8 再度入札において落札決定に至らなかった場合で、改めて入札を実施する場合は、改めて実施した入札における落札決定の日の翌日から、前回の入札の内容を含めて公表するものとする。

### (その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、京都府会計規則、京都府公共工事電子入札運用基準、京都府道路公社工事等競争入札心得、対象工事の入札公告等の定めるところによる。

### 附 則

この要領は、平成26年3月17日から施行し、平成26年4月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。